		日	号外	ページ
五〇	エネルギーの使用の合理化に関する法律第三十九条の規定に基づき登録調査機関として登録した件	二八		八
五一	平成二十三年度以降の八年間についての電気事業者による新エネルギー等電気の利用の目標を定めた件	三〇	64	九
五二	電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則第三条第二項の規定に基づき、経済産業大臣が定める量を定める件	三〇	64	一〇
五三	非化石エネルギー源の利用に関する一般電気事業者等の判断の基準の一部を改正する件	三〇	64	一〇
五四	小型自動車競走法施行規則第十四条第一項第一号、第二号及び第三号ただし書の規定に基づき、一競走場当たりの年間開催回数及び年間開催日数並びに一競輪施行者当たりの年間開催回数を定めた件	三一	65	八
五五	自転車競技法施行規則第十六条第一項第一号、第三号及び第五号ただし書の規定に基づき、一競輪場当たりの年間開催回数及び年間開催日数並びに一施行者当たりの年間開催回数を定めた件	三一		八
五六	情報処理サービス企業等台帳に関する規則等を廃止する件	三一	65	三六
五七	商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、オーストリア共和国が用いる監督用又は証明用の記号又は印章を指定した件	三一	65	三七
五八	商標法第四条第一項第二号の規定に基づき、アゼルバイジャン共和国の紋章を指定した件	三一	66	二六
五九	商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、ブラジル連邦共和国が用いる監督用又は証明用の記号又は印章を指定した件	三一	66	二六
六〇	商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、スイス連邦が用いる監督用又は証明用の記号又は印章を指定した件	三一	66	二八
六一	商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、キプロス共和国が用いる監督用又は証明用の記号又は印章を指定した件	三一	66	三〇
六二	商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、チェコ共和国が用いる監督用又は証明用の記号又は印章を指定した件	三一	66	三二
六三	商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、デンマーク王国が用いる監督用又は証明用の記号又は印章を指定した件	三一	66	三三
六四	商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、フィンランド共和国が用いる監督用又は証明用の記号又は印章を指定した件	三一	66	三四
六五	商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国が用いる監督用又は証明用の記号又は印章を指定した件	三一	66	三五
六六	商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、ハンガリー共和国が用いる監督用又は証明用の記号又は印章を指定した件	三一	66	三七
六七	商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、アイルランドが用いる監督用又は証明用の記号又は印章を指定した件	三一	66	三九
六八	商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、イスラエル国が用いる監督用又は証明用の記号又は印章を指定した件	三一	66	四〇
六九	商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、リトアニア共和国が用いる監督用又は証明用の記号又は印章を指定した件	三一	66	四二
七〇	商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、ラトビア共和国が用いる監督用又は証明用の記号又は印章を指定した件	三一	66	四四
七一	商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、オランダ王国が用いる監督用又は証明用の記号又は印章を指定した件	三一	66	四六
七二	商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、ノルウェー王国が用いる監督用又は証明用の記号又は印章を指定した件	三一	66	四七
七三	商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、ポーランド共和国が用いる監督用又は証明用の記号又は印章を指定した件	三一	66	四八
七四	商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、ポルトガル共和国が用いる監督用又は証明用の記号又は印章を指定した件	三一	66	五〇
七五	商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、欧州評議会開発銀行の標章を指定した件	三一	66	五二
七六	商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、欧州医薬品庁の標章を指定した件	三一	66	五二
七七	商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、ユークリッド大学の標章を指定した件	三一	66	五三
七八	商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、「タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約」の標章を指定した件	三一	66	五四
七九	商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、ユーラシア経済共同体の標章を指定した件	三一	66	五五
八〇	商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、スウェーデン王国が用いる監督用又は証明用の記号又は印章を指定した件	三一	66	五五
八一	商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、スロベニア共和国が用いる監督用又は証明用の記号又は印章を指定した件	三一	66	五六
八二	商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、スロバキア共和国が用いる監督用又は証明用の記号又は印章を指定した件	三一	66	五八